

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路の指定……………（同）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 医療法に基づく医療法施行規則による地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして知事が定める事項……………（福祉保健局医療政策部医療安全課）…
- 准看護師試験の実施……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…
- …（福祉保健局医療政策部医療人材課）…
- 規程（交）
- 東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………
- 規程（水）
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………
- 公告
- 東京都功労者表彰……………（政策企画局総務部秘書課）…
- 東京都名誉都民に選定した者の事績……………

告示

- …（生活文化局文化振興部文化事業課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…

●東京都告示第千二百二十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名又は名称
東京都
- 二 事業施行期間
平成二十八年四月二十二日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区晴海五丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称
晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地
中央区勝どき一丁目七番三号勝どきサンスクエア東京都第一市街地整備事務所内
- 六 施行認可の年月日

平成二十八年四月二十二日
七 事業計画の変更の認可の年月日
令和三年十月一日

●東京都告示第千二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年九月十三日	東久留米市滝山七丁目十六番二十七の一	延長 〇・五八 幅員 四・二〇

●東京都告示第千二百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和三年九月十日

稲城市大字坂浜字十六号千八十五番一の

延長
九〇・八六
幅員
六・〇〇

一部、同番一
地先並びに同番三、同番五、千百五十八番一及び千百五十九番二の各一部、同番二地先並びに同番五、同番六、同番十一及び同番十二の各一部、同番十二地先並びに千百六十四番一及び同番二の各一部、同番二地先並びに同番三の一部

●東京都告示第千二百二十八号

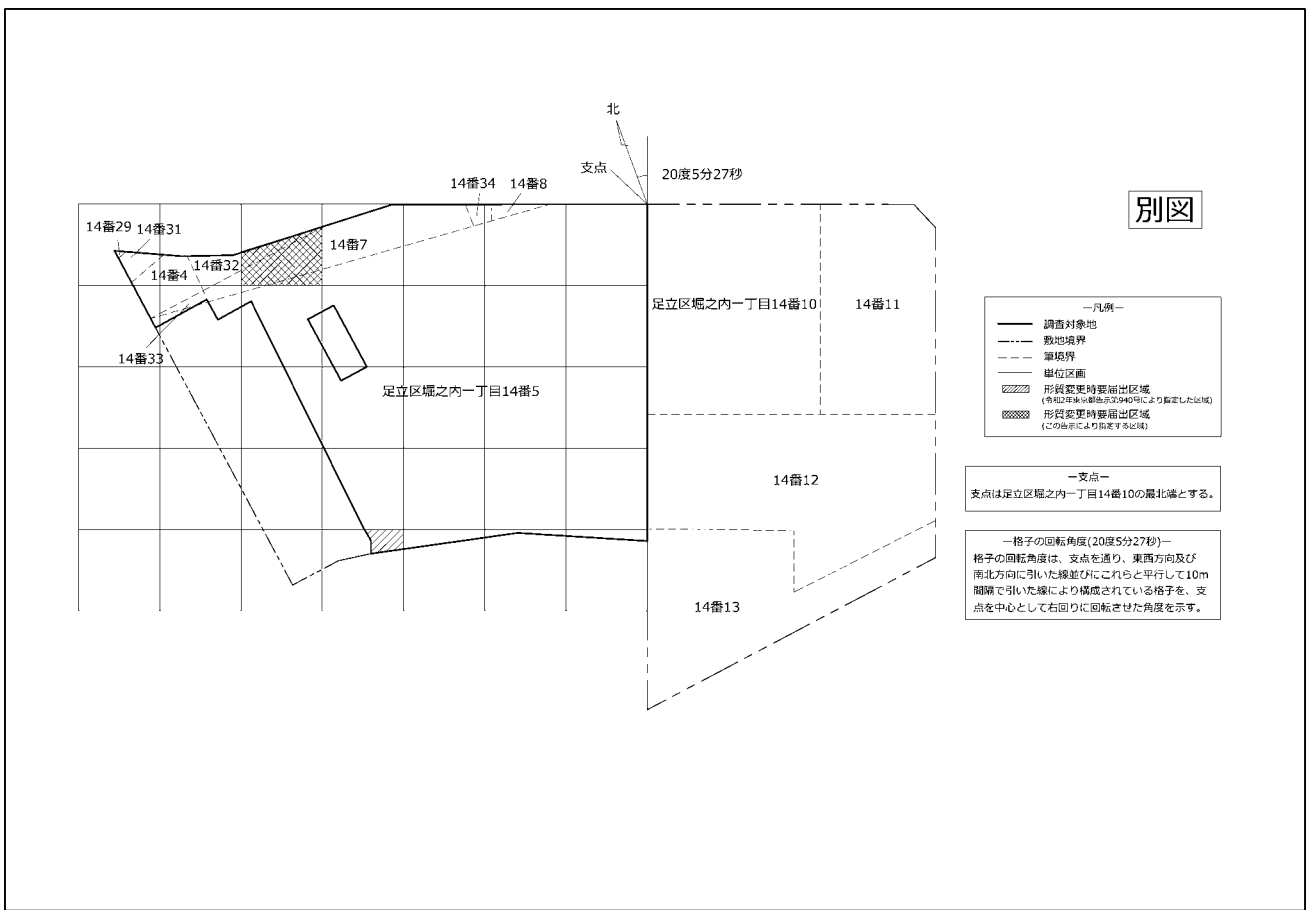
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月一日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区堀之内一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千二百二十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十六条の第二項第七号の規定に基づき、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十九第一項第二号の規定による地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして知事が定める事項を次のように定める。

令和三年十月一日

東京都知事 小池 百合子

一 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。

二 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

●東京都告示第千二百三十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

令和三年十月一日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

令和四年二月六日（日曜日）

午後一時三十分から午後四時まで（受験者集合 午後一時）

二 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

- (一) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者(令和四年三月十七日(木曜日)までに、学校長又は養成所長による修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。)
- (二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和四年三月十七日(木曜日)までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。)
- (三) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和四年三月十七日(木曜日)までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。)

- (四) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和四年三月十七日(木曜日)までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。)

提出できる者を含む。)

- (五) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和四年三月十七日(木曜日)までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。)
- (六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が、(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- (七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 出願方法

- (一) 出願に必要な書類

- ア 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)
- イ 受験資格を証明する書類

- (ア) 四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類

- a 既修業者又は既卒業者
- 卒業等証明書
- b 修業見込者又は卒業見込者
- 修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、合格発表後、令和四年三月十七日(木曜日)までに卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がな

されないときは、当該受験は無効とする。

- (イ) 四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出する書類

看護師国家試験受験資格認定書の写し又は准看護師試験受験資格認定書の写し(三)イに従って、受験者本人が、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当に受験資格認定書の原本を提示し、写しを提出すること。)

ウ 受験写真用台紙

台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの)を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

なお、学校又は養成所の確認及び刻印を受けることができない場合は、(三)イに従って、受験者本人が、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当に出願書類と合わせて写真と台紙を持参し、写真付身分証明書等(運転免許証、学生証等)を提示の上、写真が受験者本人であることの確認を受けること。

エ 受験票

- 裏面に、領収証書を貼り付けること(二)エ参照)。
- オ 連絡用住所・氏名シール
- カ 返信用封筒(受験票返信用)
- 封筒の大きさは、縦二十三・五センチメートル横十二センチメートルとして、表面には宛先を誤りな

く記載し、朱書きで「簡易書留」の表示をした上で、四百十四円(定形郵便料金九十四円と簡易書留料金三百二十円との合計)の郵便切手を貼り付けること。

(二) 試験手数料及び納入方法

ア 試験手数料
六千九百円

イ 納付期限

令和三年十二月八日(水曜日)

ウ 納入方法

納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。

エ 領収証書

試験手数料納入後の領収証書は、出願時に受験票の裏面の指定箇所貼り付けて提出すること。

(三) 出願書類の提出方法

出願書類は、次の方法により、それぞれ指定する期日までに本人が提出すること。ただし、東京都内の准看護師学校又は准看護師養成所の職員が郵送又は持参する場合に限り、代理による提出を認める。

なお、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当において、受験写真用台紙に貼り付ける写真の本人確認又は受験資格認定書の原本照合を受ける場合は、イに従い、受験者本人が持参すること。

ア 郵送

郵送は、簡易書留で行うこと。

なお、封筒の表面の左下に「准看護師試験関係書類在中」と朱書きすること。

(ア) 受付期間

令和三年十二月一日(水曜日)から同月八日(水曜日)までの消印有効

(イ) 提出先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当

イ 持参

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側

完全予約制とする。持参を希望する日の前日午後四時までに、電話で、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当(電話〇三(五三二〇)四五二七)に、持参する日時を申し出ること。

(ア) 受付日時

令和三年十二月七日(火曜日)及び同月八日(水曜日)の午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

(イ) 提出先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側

六 合格発表

(一) 日時

令和四年三月十日(木曜日)午前十時から午後五時まで(ホームページへの合格者受験番号一覧の掲載は、同日正午から同年三月末日まで)

(二) 場所

ア 東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口

イ 東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/isei/jin/index.html>)

(三) 発表方法

合格者の受験番号を掲示する。

(四) その他

合格発表に関する問合せについては、一切応じない。

七 合格発表後の手続

合格発表後、合格者には合格証書を交付する。

また、可否にかかわらず、受験者全員に対して成績通知書(個人の総取得点、科目別得点及び満点)を交付する。ただし、いずれも受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に交付する。

八 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和三年十一月二十六日(金曜日)までに、問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

九 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側
電話〇三(五三二〇)四五一七

規程(交)

●交通局規程第五十五号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する

規程

東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「または」を「又は」に改め、「製造」の下に「その他について」を、「請負の契約」の下に「(以下「請負契約」という。)」を加える。

第十九条第一項中「工事または製造の請負の契約」を「請負契約」に改める。

第二十条及び第二十一条第一項中「工事又は製造の請負の契約」を「請負契約」に改める。

第二十一条の三第一項中「工事又は製造の請負の契約」を「請負契約」に、「当該工事又は製造」を「当該請負」に改める。

第四十八条中「または」を「又は」に改め、同条ただし書中「工事若しくは製造その他についての」を削り、「または」を「又は」に改める。

第五十三条第一項中「工事若しくは製造その他についての」を削り、「または物件」を「又は物件」に、「または完済前」を「又は完済前」に改め、「工事または製造その他についての」を削り、「こえる」を「超える」に改め、

同項ただし書中「工事または製造その他についての」を削る。

第六十二条の二中「工事又は製造その他についての」を削り、「請負契約」の下に「又は物件の買入れその他の契約」を加える。

第六十三条第一項中「工事若しくは製造その他についての」を削り、「工事若しくは製造の」を「当該請負の」に改める。

第六十九条第一項中「工事又は製造」を「当該請負」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局契約事務規程第十八条、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第一項及び第二十一条の三第一項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約の申込みの誘引については、なお従前の例による。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「工事又は製造その他の請負契約」を「請負契約」に改める。

第二百六条中「工事、製造その他の請負、」を「工事、製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。))及び」に改める。

第二百二十三条第一項中「工事又は製造の請負の契約」を「請負契約」に、「当該工事又は製造」を「当該請負」に改める。

第二百二十七条第一項及び第二項中「工事又は製造その他についての請負の契約」を「請負契約」に改める。

第二百四十四条第一項第一号中「工事、製造その他についての請負」を「請負契約」に改める。

第二百五十一条並びに第二百五十三条第一項及び第二項中「工事若しくは製造の請負」を「請負契約」に、「買入れの場合」を「買入れ契約の場合」に改める。

第二百五十七条第一項中「工事、製造その他の請負、」を「請負契約又は」に改める。

第二百六十条第一項及び第二百六十一条中「工事、製造その他の」を削る。

第二百七十条の表1の項中「工事又は製造その他の」を削る。

第二百八十一条、第二百八十一条の二及び第二百八十一条の六中「工事又は製造その他の」を削る。

第二百八十四条の見出し中「工事又は製造その他の」を削る。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百二十三条第一項、第二百五十一条並びに第二百五十三条第一項及び第二項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第一百七十四号）第二条の規定に基づき、令和三年十月一日に表彰される方は、次のとおりである。

令和三年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地	石井 義之	三鷹市	窪田 治	小平市
		泉 幸延	墨田区	後藤 茂	世田谷区
[地域活動功労者]		伊東 祐孝	大田区	小林 孝也	千代田区
		伊藤 登	府中市	小林 俊史	豊島区
		井上 博行	町田市	小林 充夫	調布市
		岩崎 史博 (岩崎 ふみひろ)	目黒区	小松 岑生	世田谷区
クリーン21	墨田区	鵜飼 雅彦	港区	佐賀 崇宏	品川区
調布地区防犯協会 狛江支部連合会	狛江市	海老澤 敬子	文京区	佐藤 英一	狛江市
みどりクラブ押立 高砂会	稲城市	小川 宗次郎	杉並区	篠田 貞雄	足立区
足立 義夫	足立区	奥村 喜明	荒川区	柴崎 金勝	府中市
天野 博	福生市	小倉 利彦	新宿区	島川 健治	文京区
荒井 富雄	八王子市	小美濃 安弘	武蔵野市	嶋崎 英治	三鷹市
有馬 清種	渋谷区	糟谷 一	杉並区	島田 長富	葛飾区
有馬 紀久	品川区	片岡 良雄	墨田区	清水 晃	あきる野市
井伊 良男	三鷹市	議波 壽男	北区	下川 衛	千代田区
飯田 武夫	東村山市	九鬼 悦子	中央区	杉田 寛	板橋区
石井 健	新宿区				

次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

杉村 康之	府中市	洞庭 護	足立区	前田 浩利	神奈川県横浜市
鈴木 将雄	北区	徳永 雅博	江東区	馬締 和久	江東区
瀬川 澄男	台東区	富澤 輝一	板橋区	松井 浩子	武蔵野市
大東 洋一郎	大田区	中川 榮久	葛飾区	松岡 誠一郎	中央区
高瀬 三徳	大田区	永久保 孝治	大田区	松田 檀雄	台東区
高梨 幸彦	千代田区	南雲 隆志	昭島市	松村 俊夫	清瀬市
高橋 信子	北区	名取 秀明 (名取 ひであき)	北区	丸山 高司	渋谷区
高橋 洋雄	中野区	西貝 一治	練馬区	宮森 啓之	台東区
高山 延之	足立区	橋本 芳子	世田谷区	村上 雄三	新宿区
田中 稔家	江戸川区	畑中 俊和	多摩市	山崎 陽一	羽村市
谷 和彦	日野市	福沢 剛	練馬区	吉田 哲夫	足立区
田村 昌巳	福生市	藤澤 進一	江戸川区	渡邊 恵司	江東区
塚本 道男	八王子市	古川 悦男	瑞穂町	渡邊 康一	荒川区
土田 三男	武蔵村山市	保谷 準	西東京市		
筒井 孝尚	葛飾区	堀江 新三	品川区		
堤 一男	杉並区	堀江 鉄拵	世田谷区		

[消防・災害対策功労者]

次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

小石川消防団	文京区
狛江市消防団	狛江市
赤岡 正博	中央区
荒井 良一	青ヶ島村
飯島 恵津子	北区
石田 隆美智	神津島村
磯部 幸夫	豊島区
伊藤 修	中央区
岩崎 憲雄	新宿区
大矢 美枝子	狛江市
柏木 勝	西東京市
川崎 慶藏	大田区
小島 学	大島町

坂口 泰子	世田谷区
佐々木 好子	墨田区
笹藪 康介	目黒区
鈴木 常夫	江東区
芹田 正一	世田谷区
高橋 晃司	福生市
千葉 宏	荒川区
堤 恒雄	世田谷区
中田 和夫	府中市
目崎 栄美子	大田区
和栗 栄一	千代田区

[税務功労者]

次の方々は納税意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

青木 茂	目黒区
石井 金一	立川市

石塚 一信	世田谷区
岩崎 五六	昭島市
内田 照男	板橋区
及川 勝男	墨田区
小川 文男	文京区
久郷 博明	板橋区
白石 進	府中市
高館 昭夫	豊島区
高橋 利充	練馬区
田村 博	北区
長岡 信男	文京区
橋本 恵司	品川区
春名 正昭	文京区
伴 良二	神奈川県横浜市
坂東 義治	世田谷区
本間 欣吾	江東区

松本 安司	足立区	神川 晃	大田区	野村 幸史	杉並区
丸 哲夫	港区	喜田 信子	品川区	野村 幸男	文京区
[福祉・医療・衛生功労者]		小枝 義典	目黒区	柗澤 章次	八王子市
次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。		小林 常悦	豊島区	福田 順子	埼玉県狭山市
		近藤 幸男	八王子市	藤原 利昌 藤原 みどり	あきる野市
油面ときわ会	目黒区	酒井 基広	目黒区	古澤 亨	西東京市
片山長寿クラブ	中野区	櫻井 克彦	三鷹市	古米 弘幸	文京区
北区伸一延寿クラ ブ	北区	清水 汎	杉並区	松本 加代子	調布市
石井 善輝	清瀬市	高草木 章	文京区	松元 勉 松元 さゆり	練馬区
居城 正明	北区	高橋 正也	台東区	三橋 裕之	北区
伊藤 努	港区	武井 和之	杉並区	森田 慶子	杉並区
稲葉 豊	足立区	竹下 ゆり子	豊島区	守屋 昭二	大田区
植田 光治	江東区	坪谷 正人	墨田区	山下 越子	練馬区
漆原 浩子	北区	鶴岡 雅子	中央区	山本 聡	練馬区
岡本 正敏	中央区	飛田 英雄	荒川区	横見 美昭	文京区
奥澤 由香	江戸川区	永田 良宏	世田谷区	吉澤 雄孝	あきる野市

米田 豊	品川区	安達 市三	神奈川県横浜市	安藏 誠市	練馬区
和久井 純代	東村山市	浦野 勇	あきる野市	[文化功労者]	
和田 紀之	目黒区	大井 正智	千葉県市川市	次の方々は文化の振興に尽力され、特に 優れた業績をあげられました。	
[環境功労者]		大久保 靖	府中市	金井の獅子舞保存 会	町田市
次の方々は自然環境の保全と都市環境の 改善に尽力され、特に優れた業績をあげら れました。		小田 光宏	神奈川県横浜市	石田 充法	奥多摩町
		梯 達郎	神奈川県横須賀市	高崎 勇作	福生市
宇賀地 岩男	あきる野市	柏原 寛昭	神奈川県川崎市	檜崎 弥生 (檜崎 華祥)	文京区
鈴木 尚紀	埼玉県三郷市	坂本 正	埼玉県草加市	西牧 チエ子	狛江市
田極 公市	町田市	高橋 恵子	八王子市	[スポーツ振興功労者]	
田中 正	茨城県つくば市	田口 裕子	世田谷区	次の方々はスポーツの振興に尽力され、 特に優れた業績をあげられました。	
藤井 練和	新宿区	永井 哲明	千葉県千葉市	江戸川区ソフトテ ニス連盟	中央区
吉崎 稔旺	青梅市	中島 敏夫	江戸川区	(一社)オール水元 スポーツクラブ	葛飾区
[教育功労者]		長瀬 高志	昭島市	千代田区相撲連盟	千代田区
次の方々は教育の振興に尽力され、特に 優れた業績をあげられました。		野中 修也	埼玉県さいたま市	(特非)手のひら健 康バレー協会	府中市
		水谷 千尋	目黒区		
青木 隆	西東京市	宮川 磨理子	千葉県松戸市		

東京都障害者セーリング連盟	江東区	湯川 恵子	中野区	高木 太	神奈川県相模原市
中野区パドルテニス連盟	中野区	吉井 美恵子	江戸川区	長澤 潔	板橋区
練馬区バスケットボール連盟	練馬区	[労働精励者]		濱崎 浩秀	千葉県千葉市
練馬区レクリエーション協会	練馬区			原田 直	神奈川県藤沢市
文京区柔道会	世田谷区			三戸 亮治	八王子市
江阪 義夫	目黒区	新井 真人	江東区	山根 巧	埼玉県越生町
加藤 順子	小平市	石川 信幸	神奈川県横浜市	吉野 隆司	千葉県市川市
川村 和利	中野区	梅田 洋一	日野市	早稲田 邦夫	茨城県つくばみらい市
鯨井 かね子	文京区	大森 秀彦	武蔵野市	[産業振興功労者]	
澤内 隆	文京区	岡野 耕三	府中市		
鈴木 良男	町田市	小澤 一誉	神奈川県横浜市		
服部 浩久	豊島区	上村 一明	千葉県柏市	足立 勲	青梅市
平尾 博恵	新宿区	川崎 政士	福生市	網中 勝	杉並区
本間 康彦	港区	菊地 正哲	大田区	有賀 雅雄	豊島区
摩壽意 眞郎	大田区	倉林 裕子	墨田区	石井 政夫	台東区
峰岸 秀征	国立市	荘司 礼子	渋谷区	石山 和幸	台東区

次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。

次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

伊東 歌津己	武蔵村山市	谷田 千里	板橋区	穂園 義和	葛飾区
岡本 圭祐	港区	内藤 正和	台東区	本嶋 重夫	豊島区
金子 実由喜	中央区	林田 草樹	台東区	森村 裕介	港区
菊池 孝成	武蔵野市	廣瀬 常年	新宿区	[技術振興功労者]	
草間 久	豊島区	廣瀨 泰久	墨田区		
小岩 栄一	江東区	深澤 隆夫	新宿区		
肥沼 和夫	東村山市	水上 光啓	千代田区	市川 晴久	国分寺市
小林 義一	茨城県常総市	吉澤 直樹	中央区	奥富 正敏	世田谷区
小原 登美雄	板橋区	[都市づくり功労者]		斎藤 豊	北区
込山 雄茂	国分寺市			島本 洋	世田谷区
坂巻 亨	足立区			竹内 美和	八王子市
佐藤 元治	千葉県市川市	新井 保	世田谷区	宮岡 悦良	豊島区
城田 健二郎	大田区	石井 正治	北区	森田 治	神奈川県川崎市
菅野 潔	千葉県市川市	大瀧 陽平	港区	横張 真	茨城県つくば市
関口 悟	世田谷区	佐藤 清弘	中央区		
高田 元喜	大島町	塚本 達二	八王子市		

次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

〔善行者〕

次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。

赤坂 将馬	東久留米市
浅間 友紀	千葉県船橋市
木村 恵介	墨田区
清水 太郎	東大和市
福原 嘉昭	東大和市

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、令和三年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

令和三年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都文京区

宇 井 理 生

昭和八年二月二十日、東京府（現東京都）に生まれる。

昭和三十年、東京大学医学部薬学科卒業後、同大学大学院に入学する。

昭和三十三年、北海道大学医学部薬学科助手となる。

昭和四十八年、北海道大学薬学部教授に就任する。

昭和六十一年、東京大学薬学部教授に就任する。

平成二年、「情報伝達系におけるGTP結合蛋白質の役割」により日本薬学会賞（学術賞）を受賞する。

平成三年、「細胞情報伝達におけるGTP結合蛋白質の役割に関する研究」により日本学士院賞を受賞する。

平成五年、北海道大学名誉教授、東京大学名誉教授に就任する。

平成七年、財団法人東京都臨床医学総合研究所（現公益財団法人東京都医学総合研究所）の所長に就任する。

平成十四年、財団法人東京都医学研究機構東京都臨床医学総合研究所（現公益財団法人東京都医学総合研究所）の名誉所長に就任する。

平成二十年、瑞宝中綬章を受章する。

平成三十年、文化功労者として顕彰される。

氏は、ホルモンなどの刺激が細胞内部に情報として伝えられる仕組みを明らかにし、受容体刺激を仲介するGTP結合蛋白質を発見するなど、細胞内情報伝達研究の発展に尽力してきた。また、数多くの人材を育成し、優秀な研究者を輩出してきた。氏の功績は多大であり、公共の福祉を増進し、学術の進展に寄与する姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区

小田島 雄志

昭和五年十二月十八日、満州国奉天市(現中華人民共和國瀋陽市)に生まれる。

昭和二十四年、東京大学へ入学する。在学中、授業でシェイクスピアの原文に触れる。神田の古本屋で購入した「新修シェイクスピア全集」(坪内逍遙訳)を読み、氏にとってシェイクスピアは人生の先輩になる。

昭和三十一年、國學院大學専任講師に就任する。

昭和三十四年、津田塾大学専任講師に就任する。

昭和三十六年、東京大学専任講師、昭和五十三年、同大

学教養学部教授、平成三年には同大学名誉教授に就任する。

昭和五十五年、シェイクスピアの全戯曲三十七作品を完

訳し、その功績により芸術選奨文部大臣賞を受賞する。

平成三年、文京女子短期大学教授に就任する。

平成五年、東京芸術劇場館長に就任し、平成十九年、同

劇場名誉館長に就任する。

平成七年、紫綬褒章を受章する。

平成十四年、文化功労者として顕彰される。

平成二十年、小田島雄志・翻訳戯曲賞を設立する。

平成三十一年、演劇功労者として表彰される。

氏は、イギリス現代劇の紹介、劇評の執筆や演劇台本の翻訳などに取り組みとともに、シェイクスピアの全戯曲の翻訳を成し遂げた。また、多くの演劇賞、芸術賞の選考委員を務めることに加え、自ら小田島雄志・翻訳戯曲賞を設立し翻訳劇の振興、後進の育成にも貢献している。長年の活動を通じて、多くの人に希望や活力を与えてきたその姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区

室井 摩耶子

大正十年四月十八日、東京府(現東京都)に生まれる。

昭和十六年、東京音楽学校(現東京藝術大学)を首席で卒業後、研究科に進み、レオニード・クロイツァー氏に師事、昭和十八年、研究科を修了する。

昭和二十年、日比谷公会堂で財団法人日本交響楽団(現公益財団法人NHK交響楽団)のソリストとしてデビューする。終戦後、本格的にリサイタル活動を開始し、エリック・サティやポール・デュカスなど多くの作品を日本で初演する。

昭和三十一年、オーストリアのウィーンで開催されるモーツァルト生誕二〇〇年記念祭に日本代表として派遣される。

同年、第一回ドイツ政府給費留学生に推挙され、ベルリン音楽大学に留学。ベルリンを拠点に、ヘルムート・ロルフ氏やヴィルヘルム・ケンプ氏等に師事し研鑽を積む。

昭和三十五年、ヴィルヘルム・ケンプ氏の推薦を得て、ベルリンでベートーヴェンのソナタ四曲を並べたりサイタルを開催。まれにみる好評を収め、ヨーロッパでの活動の第一歩を踏み出す。現地でマネージャーが付き、以降世界

十三か国で公演を重ねる。

昭和三十九年、ドイツで出版された「世界一五〇人のピアニスト」において紹介される。

昭和四十六年、著作「ピアニストへの道」を発表し、以降、執筆活動も盛んに行う。

昭和五十五年、帰国し、日本に活動の拠点を移す。

平成七年、音楽の醍醐味を伝えるため「音楽を聴きたいって何なの?」と題した「トーク&コンサート・シリーズ」を始める。

平成二十四年、第二十二回新日鉄音楽賞特別賞を受賞。

平成三十一年、平成三十年度文化庁長官表彰を受ける。

令和三年、「百寿記念スペシャル・コンサート」を開催する。

氏は、六歳の時からピアノと共に歩み続け、ヨーロッパでの研鑽を経て、今もなお国内最高齢の現役ピアニストとして活躍している。作曲家の思いを大切に、楽譜や一つの音と真摯に向き合い、物語を奏でるようなピアノの音色で多くの聴衆に感動を与え続ける姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

稲城市大字東長沼字一号百四
番、百五番、百七番、百八番、
十一号
同番地先及び百九番一
株式会社ノーヴァ・アソシ
エイツ

代表取締役 濱中 敏之

小平市上水本町五丁目千四百
六十九番十五の一部
小平市上水本町五丁目四番
三号
荒畑 喜和

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に
あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年十月一日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
に到着するように提出してください。

令和三年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
セレオ国分寺

二 店舗所在地
国分寺市南町三丁目二十番三号

三 設置者名
株式会社J R中央線コミュニテイ

デザイン

小金井市本町一丁目十八番十号

店舗内 五百台

店舗内 三百九十台

四 設置者住所
五 変更前の駐車場の
位置及び収容台数
六 変更後の駐車場の
位置及び収容台数

七 変更日

八 届出日

九 縦覧場所

十 縦覧期間

十一 縦覧時間

令和四年五月八日
令和三年九月七日
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

令和三年十月一日から令和四年二
月一日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

